十三年経済産業省令第二十八号）第一条第一項、第二条第一項、第四条又は第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同規則第一条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間又は同規則第二条第一項、第四条若しくは第五条第一項に規定する経済産業大臣が指定する期間及び時間におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、災害その他の理由により電気の需給の状況が著しく悪化した場合において、計画的に一般送配電事業者がその託送供給等約款で定めるところによりその供給区域の一部において電気の供給を中止したときは、当該供給区域（当該一般送配電事業者が法第二十四条第一項の許可を受けてその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行う場所並びに電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十二条第一項の規定により法第二十四条第一項の規定の適用を受けないこととされた電気の供給を行う場所を含む。）におけるインバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

［新設］

5　前四項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引がスポット市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該スポット市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一　その時間帯に受渡しが行われる電力に係るスポット市場における売買取引が行われなかった時間帯　スポット市場における売買取引が停止された日の一週間前の日から当該売買取引が停止された日の前日までの間のスポット市場における当該時間帯と同一の時間帯の停止基準該当区域の売買取引における価格を平均した価格

二　売買取引が停止される前にスポット市場において行われた売買取引に係る電力の受渡しが災害その他やむを得ない理由により行われなかった時間帯（卸電力取引所の業務規程に規定するスポット取引の再開に係る基準に該当するまでの間に限る。）　停止基準該当区域の当該売買取引における価格

［新設］

6　前項各号に掲げる時間帯又は同項ただし書に規定する期間の停止基準該当区域以外の供給区域におけるインバランス料金についての第一項第二号イの適用については、同号イ中「一般送配電事業者」とあるのは、「一般送配電事業者（第五項に規定する停止基準該当区域をその供給区域とする一般送配電事業者を除く。）」とする。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。